

要 旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について
内 容	<p>北病院における預り金管理システム導入に伴い、「第2条第3項関係：北病院別表1-③」中、次のとおり項目を新設するための改正を行う。</p> <p>改正内容</p> <p>項目の新設</p> <p>(1) 名称 預り金管理システム利用料 単位 日 金額 80 円</p> <p>(2) 名称 預り金管理システムカード再発行手数料 単位 回 金額 2,000 円</p>
施行期日	令和8年4月1日から施行する。

北病院における預り金管理システム導入に伴う
使用料及び手数料規程の改正について

1 概要

現在、北病院においては、病状により、現金を自己管理することが難しい患者の入院中の生活雑貨購入費用を、預り金として管理しているが、患者と病棟看護師との間において現金のやり取りが頻繁に行われ、常に紛失等のリスクがある状態であることから、今回、預り金管理システムを導入し、より正確に管理・運用することとした。（他病院での導入実績は別紙のとおり）

当該、預り金管理システムを導入することに伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の別表1-③（北病院）を改正する必要がある。

2 改正内容

項目の新設

- | | |
|--------|--------------------|
| (1) 名称 | 預り金管理システム利用料 |
| 単位 | 日 |
| 金額 | 80 円 |
| (2) 名称 | 預り金管理システムカード再発行手数料 |
| 単位 | 回 |
| 金額 | 2,000 円 |

3 改正理由

預り金管理システムの導入に伴い、当該システムの利用料及びカード紛失時等の再発行手数料について利用者から徴収する必要があるため。

4 その他

・ 想定される費用と収入

費用) 年間 4,404 千円

・ システムレンタル料

収入) 年間 4,622 千円

・ IC カード自販機設置料：年間 1,368 千円

・ システム利用料：年間 3,254 千円（推計）

「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」別表1-③北病院(第2条関係)新旧対照表

新				旧			
【交通費(消費税込)】				【交通費(消費税込)】			
(略)				(略)			
【その他の使用料】				【その他の使用料】			
品名	単位	現行	備考	品名	単位	現行	備考
(略)							
予約料	回	5,500		予約料	回	5,500	
預り金管理システム利用料	日	80					
預り金管理システムカード再発行手数料	回	2,000					
その他物品			購入価格とする。	その他物品			購入価格とする。